

17.02

**分割による新たな意匠登録出願と同時にもとの意匠登録出願
の補正がなされない場合のもとの意匠登録出願の取扱い**

分割による新たな意匠登録出願と同時にもとの意匠登録出願の補正がなされない場合、もとの意匠登録出願は多意匠を包含する出願として拒絶する（意7条、意17条3号）。